様式第４号（別表関係）

福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | □に✓を入れること |
| 開発助成金（就職氷河期コース）の支給対象事業者であること | □　は　い□　いいえ |
| 雇用保険適用事業所であること | □　は　い□　いいえ |
| 対象労働者の雇い入れ日（以下「雇い入れ日」とする。）の前後６か月間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業者を除く｡）等、事業者の都合により離職させた事業者以外の者であること | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書提出日までの過去１年間に労働関係法令違反を行っていないこと | □　は　い□　いいえ |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第４項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと① 役員等（提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇保則第35条第１項第１号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 雇い入れ日の前日から起算して過去３年間に、事業者と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇い入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合当該労働者を雇用していないこと | □　は　い□　いいえ |
| 雇用する労働者が事業者または取締役の３親等以内の親族でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 必要な書類の提出や実地調査への協力等、助成金の交付等に係る審査に協力すること | □　は　い□　いいえ |